

(令和3年10月1日から適用)

## 一般研究機器利用約款

国立研究法人日本原子力研究開発機構（以下「甲」という。）は、利用者（以下「乙」という。）に一般研究機器を利用させる場合、次の条項に基づき実施させる。

（申込）

第1条 乙は、甲の一般研究機器を利用するに当たり、甲の定める申込書に必要事項を記載し、記名のうえ申込みするものとする。

（承諾）

第2条 甲は、前条の申込書を受理後遅滞なく諾否を決定し、実施可能な場合は、承諾を乙に送付するものとする。

（利用料金の支払い）

第3条 甲は、債務を履行したのち所定の算定基準によって算定された利用料金の支払いを乙に請求するものとする。

2 乙は、前項に基づく請求書を受理した後甲の指定する期間までに、甲に支払いを行うものとする。ただし、乙の責めに帰し難いときは、この限りではない。

（提供材料）

第4条 甲は、一般研究機器の利用に必要な材料の全部又は一部（以下「提供材料」という。）を乙から甲に提供させることができる。

2 乙は、提供材料がある場合は、提供材料を甲の指定する期日までに甲に引き渡すものとする。

3 乙は、甲が提供材料について、使用上不相当と認めた場合は、甲の指示に基づき提供材料の交換を行うものとする。これに要する費用は乙の負担とする。

4 提供材料について生じた損害は、甲の責に基づく事由による場合を除いて、すべて乙の負担とする。

（施設等の利用）

第5条 乙は、一般研究機器の利用に伴い、一般研究機器以外の甲の所有する施設等の利用、放射性物質の運搬、消耗品の手配、その他の付帯業務を必要とする場合は、甲の承諾を得て利用又は依頼するものとする。

2 乙は、前項の場合、甲の定める利用料又は実費を甲の請求に基づき支払わなければならない。

（利用者への支援）

第6条 乙は、一般研究機器の利用に当たり、必要な装置等の操作、運転等に関する役務提供を甲から有償で受けることができる。

- 2 乙は、一般研究機器の利用に当たり、必要な装置等の操作、運転方法、試料等の作製方法、データ等の解析方法等に関する技術指導を甲から有償で受けることができる。
- 3 乙は、前2項に定める支援を受けようとするときは、その可否等について予め甲の施設の管理を担当する者と協議のうえ、甲の定める様式に必要事項を記載し、申込書に添付し申込みするものとする。
- 4 乙は、前第1項及び第2項により支援を受けたときは、甲の定める所定の算定基準によって算定された費用を甲の請求に基づき支払わなければならない。

#### (原状回復)

- 第7条 乙は、一般研究機器の利用に伴い、施設等の一部を変更して利用しようとするときは、予め甲の承諾を得るものとし、この場合の費用は、乙の負担とする。
- 2 乙は、前項による業務が完了したときは、速やかに一般研究機器等を原状に回復したうえ、甲の点検を受けるものとする。

#### (利用実績の報告)

- 第8条 乙は、一般研究機器の利用終了後、速やかに甲に対し利用実績を報告する。
- 2 甲は、利用実績の報告を受けその承認を行い、承認後、乙に対し利用料金の請求を行う。

#### (知的財産権の帰属等)

- 第9条 乙が一般研究機器の利用によって得られた知的財産権に関する出願等を行う場合は、甲と協議するものとする。
- 2 甲及び乙が一般研究機器利用の結果、共同して発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権（以下「共有に係る知的財産権」という。）は甲及び乙の共有とし、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分等を定めた共同出願等に関する契約を別途締結のうえ、共同して出願等するものとする。
  - 3 甲及び乙は、一般研究機器利用に係る知的財産権の登録を受ける権利を当該発明を行った者から承継するために必要な措置をとらなければならない。

#### (成果の利用等)

- 第10条 乙は、成果非占有課題による利用により得られた成果等を公開するときは、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構一般研究機器利用制度」を利用したことを明記しなければならない。
- 2 乙は、一般研究機器の利用に当たり、第6条第1項及び第2項の支援を受けたときは、甲の職員と協議し、甲の職員を共著者として取り扱うことができる。

#### (知的財産権の実施)

- 第11条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権を第三者又は乙の指定する者に実

施させる場合は、その持分に応じた実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施契約を、当該者と別途締結するものとする。

- 2 乙は共有に係る知的財産権を商業的に実施した場合、甲が共有に係る知的財産権を商業的に実施しないことから、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分等に応じて甲乙協議して定める不実施補償料を甲に支払う。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第12条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権について、相手方の同意を得て第三者にその実施を許諾することができる。

(知的財産権の管理費用)

- 第13条 甲及び乙は、一般研究機器利用の結果生じた自己が単独で所有する知的財産権の管理に要する費用(弁理士費用、出願料、維持費等)は各自負担するものとする。
- 2 甲及び乙は、一般研究機器利用の結果生じた知的財産権を共有する場合には、その知的財産権の管理に要する費用(弁理士費用、出願料、維持費等)を、その持分に応じて負担する。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

(秘密保持)

- 第14条 甲及び乙は、一般研究機器の利用によって得られた相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。
  - (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの
  - (2) 相手方から知得した後に、自らの責めによらず公知となったもの
  - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの又は相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報でかかる事実が立証できるもの
  - (5) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの
  - (6) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。なお、この場合、相手方に直ちに要求があったことを通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、一般研究機器の利用目的、性質に応じて、秘密保持に関する特約を付することができる。

(一般研究機器等の運転停止)

- 第15条 甲は、一般研究機器等が事故等により利用の継続が困難になったときは、乙に対して速やかにその旨を通知するものとする。
- 2 甲は、前項の利用停止に伴い発生する乙の損害について、免責されるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、一般研究機器の利用において、甲の機器、施設等に損害を与えたときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、相当の損害賠償額を甲に支払わなければならない。

(事故の免責)

第17条 甲は、乙が一般研究機器の利用において、乙の故意又は過失により発生した事故による補償は行わないものとする。

(規程の遵守等)

第18条 乙は、一般研究機器の利用に当たっては、甲の定める諸規程を遵守するとともに甲の指示に従わなければならない。

(約款の変更又は解除)

第19条 甲及び乙は、事前協議のうえ、この約款を変更又は解除できるものとする。

2 甲は、前条に定める遵守義務に違反するおそれがあるとき、又は違反したときは、約款を解除又は終了することができる。

(疑義等の解決)

第20条 この約款の履行についての疑義、又はこの約款に定めのない事項が発生したときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。